

平成30年度事業計画書

I. 基本方針

我が国の総人口は、平成28年10月1日現在、1億2,693万人となっており、うち65歳以上の高齢者人口は3,400万人を超え、総人口に占める割合は27.3%と超高齢社会となっております。

このような中、高齢社会対策として、若者も高齢者も皆が活躍できる「一億総活躍社会」の実現にむけて、「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年6月に閣議決定され、高齢者の就労促進や子育て、介護分野の環境整備等が取り込まれることとなりました。

また、平成29年3月に策定された「働き方改革実行計画」では、高齢者の就業促進が一つのテーマとされ、65歳以降の継続雇用年齢の引上げや多様な技術・経験を有するシニア層が幅広く社会に貢献できる仕組みを構築するための施策が盛り込まれ、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供し、また、ボランティア活動等、地域に根ざした社会を支える活動ができるシルバー人材センターの活用を推進することが掲げられました。

こうした状況を踏まえ、平成30年度におきましても第二次会員100万人達成計画のもと、更なる会員の拡大と適正就業ガイドラインに沿った就業機会の拡大に積極的に取り組み、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、高齢者の受け皿としてその機能を十分発揮し、「生涯現役社会」を實踐できるシルバー人材センターを目指したいと考えております。

以上のような基本方針を軸に、以下を重点課題として、事業の特性を生かした個性的な事業運営を展開したいと考えております。

第一に、高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

第二に、雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

第三に、高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

第四に、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

第五に、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

II. 主要施策の実施計画

1 高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

社会参加の意欲のある高齢者のために地域に密着しながら、その希望、知識及び経験に応じた就業の活動機会を確保し、提供するため地域ニーズにマッチした仕事を、家庭、企業、地方公共団体から有償で引き受け、これを高齢者に対して、請負又は委任という形式で提供する。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者会員に職業を紹介する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週40時間までとする。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき就業を提供する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週40時間までとする。

3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能開発講習会

地域に高齢者の就業にふさわしい仕事が存在していても、それを行うために必要な経験や能力等が高齢者に不足している場合には、実際の就業には結びつかない。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした各種講習会等を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し実際の就業に結び付け、より広い分野での就業の機会の確保・提供に繋げ高齢者の生きがいに充実と福祉の向上、ひいては活力ある地域社会づくりに寄与する。

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加の一環として、公共施設の清掃・除草・剪定等を実施し、地域社会の活性化や環境美化に寄与する。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に務める。

5 高齢者の多様な就業の機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業の推進

(1) 就業開拓事業

就業開拓専門員を配置し、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を活かせる就業の開拓を行う。

(2) 調査研修事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を図るために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員の意識調査や健康づくりの推進に関する調査等を行う。

(3) 安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理のため、啓発活動などを行う。

具体的には、安全・適正就業推進委員会を設置し、安全就業パトロール指導員を配置し、安全就業研修会や交通安全講習などを実施する。また高齢者の健康管理のため、健康診断の受診を奨励する。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センターの事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる一般市民や事業所等及び会員となりうる高齢者に対し、基本的理念や事業の仕組みを周知する。

具体的には、市の広報、公民館便りへの掲載、ポスターの掲示及びチラシの配布や、ホームページの開設、センターボランティア活動の報道依頼を行う。

(5) 高齢者活動・現役世代雇用サポート事業

シルバー人材センターがサービス事業等の人手不足分野や、介護、育児等の現役世代を支える分野で、高齢者に就業する機会を提供する事業として実施する。

(6) 地域就業機会創出・拡大事業

シルバー人材センターと地域の地方公共団体や商工団体等の関係機関が連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持発展に繋がる新たな就業の機会を創出する事業として実施する。

Ⅲ. 事業取り組み目標

| | | |
|-----------|-----------------|---------------|
| 会 員 数 | 1, 0 0 0 人 | |
| 契 約 種 別 | 請負・委任契約 | 労働者派遣契約 |
| 契 約 金 額 | 5 0 0, 0 0 0 千円 | 5 5, 0 0 0 千円 |
| 就 業 延 人 員 | 9 0, 0 0 0 人日 | 1 1, 0 0 0 人日 |